

別府市温泉建設等に対する貸付金取扱要綱

制定 令和元年 1 2 月 2 7 日

別府市告示第 4 8 6 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

別府市告示第 1 1 4 号

温泉建設に対する貸付金取扱要綱（昭和 5 4 年 4 月 1 日施行）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、共同温泉若しくは一部を共同温泉にする目的で家屋の建設を行う場合の建設費又は共同温泉の改修等を行う場合の改修費として市が貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有区営温泉 市が土地及び温泉施設を所有し、共同温泉の管理運営を定める規約を有する温泉組合又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体（以下「自治会」という）が、その管理運営を行う共同温泉をいう。
- (2) 区有区営温泉 共同温泉の管理運営を定める規約を有する温泉組合又は自治会が、土地及び温泉施設を所有（事実上の所有を含む。）し、その管理運営を行う共同温泉をいう。
- (3) 組合営温泉 温泉施設を共に利用する目的で組織された団体が管理運営を行う共同温泉で営利を目的としないものをいう。

（貸付金の対象とする共同温泉等）

第 3 条 貸付金の対象とする共同温泉は、市有区営温泉、区有区営温泉及び組合営温泉とする。ただし、自然災害からの復旧の場合その他市長がやむを得ないと認める場合を除き、共同温泉に係る貸付金の償還が完了

していない場合の当該共同温泉に係る新たな貸付けは、行わないものとする。

- 2 貸付金の貸付けの相手方は、共同温泉の運営に関する要綱等を定めている温泉組合又は自治会の代表者とする。

(貸付金の対象となる費用)

第4条 貸付金の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。ただし、その総額が10万円未満の場合は、貸付けは行わないものとする。

- (1) 共同温泉とする目的で温泉施設を建設する費用及びそれに付随する諸費用
- (2) 共同温泉として使用している温泉施設の温泉利用に資する部分に係る改修に要する費用及びそれらに付随する諸費用
- (3) 共同温泉に使用するための泉源の掘削に要する費用及びそれに付随する諸費用
- (4) 共同温泉までの引湯管の布設及びそれに付随する工事に要する費用並びにそれらに付随する諸費用

(貸付金の額)

第5条 貸付金の額は、貸付金の対象となる費用の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、600万円を限度とする。

(貸付金の利息、償還方法等)

第6条 貸付金の利息は、市有区営温泉については無利息とし、区有区営温泉及び組合営温泉については年1パーセントの利率とする。

- 2 貸付金の償還方法は、第12条に規定する契約の日の属する月の翌月から起算して6月を経過した月の翌月から15年以内の元利均等月賦償還とし、10円未満の端数は償還当初の月に加える。ただし、期限前に繰上償還をすること及び天災地異その他の特別な理由により償還ができないと市長が認めたときにあっては、償還期限を延長することができる。
- 3 貸付金の償還期日は、毎月末日とする。
- 4 貸付金の遅延利息は、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、期日を経過した金額につき年7.3パーセントの割合を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(貸付けの申請)

第7条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる要件をすべて満たす連帯保証人3人が連署のうえ、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 満20歳以上の者
- (3) 温泉組合又は自治会の役員である者

2 市有区営温泉を新たに建設するときは、土地及び建設する温泉施設を市に寄付し、その後は市有区営温泉として管理運営する意思を表示した書面並びに工事設計図、資金計画書及び市有区営温泉の運営に関する事項等を記載した書類を前項に規定する申請の前に市長に提出し、市長と協議をしなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査を行い、適当であると認めるときは、貸付けの決定をするものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により貸付けを決定したときは、貸付決定通知書(様式第2号)により第7条第1項に規定する申請をした者に通知するものとする。この場合において、市有温泉施設等の貸付に関する契約書に規定する貸付物件の現状変更に伴う市長の承認を要するときは、この通知によって承認があったものとみなす。

(申請内容の変更)

第10条 第8条の規定による貸付けの決定を受けた者は、第7条第1項に規定する申請の内容の一部を変更しようとするときは、事業内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(完了検査)

第11条 第8条の規定による貸付けの決定を受けた者は、貸付けに係る工事完了後1週間以内に温泉建設等工事完了届(様式第4号)に工事契約書の写し、工事の完成を証する書類及び工事費の請求書を添えて市長

に提出し、完了検査を受けなければならない。

（貸付契約）

第 1 2 条 市長は、前条の規定による完了検査により貸付額を確定した後、第 8 条の規定による貸付けの決定を受けた者と、温泉建設等資金貸付契約書（様式第 5 号）により契約を締結しなければならない。この場合において、第 7 条第 1 項の規定に準じて、連帯保証人 3 人が連署しなければならない。

（貸付けの請求）

第 1 3 条 前条の規定により市長と契約を締結した者（以下「借受人」という。）は、温泉建設等資金貸付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 借受人は、貸付金を受領したときは、温泉建設等資金借用証書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（住所等の変更の届出）

第 1 4 条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに貸付金借受人住所等変更届（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（1）借受人又は連帯保証人が、住所又は氏名を変更したとき。

（2）借受人又は連帯保証人を変更しようとするとき。

（貸付決定の取消し）

第 1 5 条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けの決定を取り消し、既に貸し付けた貸付金（すでに償還がある場合は、貸し付けた額から償還した額を減じた額）を返還させることができる。

（1）虚偽又は不正の方法により貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けたとき。

（2）貸付けに係る物件を他に譲渡し、又は転売したとき。

（3）前 2 号に掲げる場合のほか、市長が貸付けを不相当と認めたとき。

（その他）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、貸付金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる貸付金の申請から適用し、同日前までに行われた貸付金の申請については、なお従前の例による。

(別府市泉源掘削及び引湯管布設費貸付要綱の廃止)

- 3 別府市泉源掘削及び引湯管布設費貸付要綱(昭和47年9月1日施行)は、廃止する。

附 則 (令和7年3月31日別府市告示第114号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

貸付申請書

年 月 日

別府市長 あて

申請者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

別府市温泉建設等に対する貸付金取扱要綱第7条第1項の規定により、温泉建設等に伴う資金の貸付けを申請します。

記

- 1 温泉名
- 2 温泉の所在地
- 3 工事名
- 4 工事金額 円
- 5 申請金額 円
- 6 償還希望回数 回（元利均等月賦償還）
- 7 業者名
- 8 連帯保証人

住所及び電話番号

氏名 印 年齢

団体及び役職の名称

住所及び電話番号

氏名 印 年齢

団体及び役職の名称

住所及び電話番号

氏名 印 年齢

団体及び役職の名称

連帯保証人は、貸付契約から生ずる一切の債務について、申請人と連帯して、その責を負います。

（添付書類）①位置図 ②平面図 ③工事設計図 ④資金計画書 ⑤償還計画書
⑥その他（ ）

第 号
年 月 日

様

別府市長

貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 温泉に係る温泉建設等に伴う資金
の貸付けについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

工事名	
貸付金の額	
貸付利息	
備考	1 貸付けに係る工事完了後1週間以内に温泉建設等工事完了届を提出し、完了検査を受けてください。 2 貸付金の額は、完了検査に基づき確定します。

年 月 日

別府市長 あて

申請人 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名

印

代表者住所

電話番号

事業内容変更申請書

別府市温泉建設等に対する貸付金取扱要綱第10条の規定により、事業内容の変更をしたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 工事名
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 変更理由
- 4 変更内容

変 更 前	変 更 後

温泉建設等工事完了届

工事名	工事
工事金額	金 円
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
完成期日	年 月 日

上記工事が完了したのでお届けします。

年 月 日

届出人 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名

印

代表者住所

電話番号

別府市長 あて

温泉建設等資金貸付契約書

別府市（以下「甲」という。）と 温泉組合・自治会代表者 （以下「乙」という。）との間に、温泉建設等に伴う資金の貸付けに関し、次のとおり契約を締結する。

（貸付金額）

第1条 甲は、貸付の対象とする共同温泉等に係る工事の完了を確認した後、乙に対し、温泉の温泉建設等に伴う資金として、金 円を貸し付けるものとする。

（利息）

第2条 貸付金の利息は、 とする。

（償還方法等）

第3条 貸付金の償還については、別紙償還表のとおりとする。

（遅延利息）

第4条 乙が償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、期日を経過した金額につき年7.3パーセントの割合を乗じて得た額（10円未満の端数については、切り捨てるものとする。）の遅延利息を乙は甲に支払わなければならない。

（繰上償還）

第5条 乙は、第3条第3号の規定にかかわらず、甲の承認を得て、償還期間内に、貸付金の一部又は全部を繰上償還することができるものとする。

（災害時等の取扱い）

第6条 甲は、貸付金の償還完了前に貸付対象物件が天災その他の災害等の乙の責に帰すべき事由以外の事由により被害を受けた場合においても、償還金の免除はしないものとする。

（保険負担）

第7条 貸付けの対象となる物件に係る火災保険は、甲の名義で甲の指定する保険に加入するものとし、乙がその保険料を負担するものとする。

（連帯保証人）

第8条 乙は、連帯保証人を3人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、市内に居住している満20歳以上の者で、当該温泉組合・自治会の役員である者とする。

3 連帯保証人は、この契約から生ずる一切の責務について、乙と連帯して、その責を負うものとする。

（変更届け等）

第9条 乙又は乙の連帯保証人（以下「保証人等」という。）の死亡、町外転居、役員改選等により、保証人等の変更等が生じた場合は、乙は、速やかに変更届を甲に提出しなければならない。

ない。

2 前項の規定により、新たに保証人等になった者は、前任者の責任を承継するものとする。

(契約の解除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当すると甲が認めるときは、契約を解除する。この場合において、乙は貸付金（すでに償還がある場合は、貸付けを受けた額から償還した額を減じた額）を返還するものとする。

(1) 虚偽又は不正の方法により貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けたとき。

(2) 貸付けに係る物件を他に譲渡し、又は転売したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、甲が貸付けを不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

(甲) 別府市上野口町1番15号

別府市

別府市長

(乙) 温泉組合・自治会代表者

住所

氏名

印

電話番号

乙の連帯保証人 住所

氏名

印

電話番号

乙の連帯保証人 住所

氏名

印

電話番号

乙の連帯保証人 住所

氏名

印

電話番号

温泉建設等資金貸付請求書

金 額	百 万	十 万	万	千	百	十	円

件名 温泉 温泉建設等に伴う貸付金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

別府市長 あて

借受人 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名

印

代表者住所

電話番号

（振込先口座）

銀行 支店（当座・普通）

口座番号

口座名義（カナ）

温泉建設等資金借用証書

1. 借用金額	金 円
2. 借用期間	年 月から 年 月までの か月間
3. 利 息	☐ 無利息 ☐ 年1パーセント
4. 償還方法	年 月に締結した契約書に記載のとおり
5. 償還期日	年 月に締結した契約書に記載のとおり

別府市温泉建設等に対する貸付金取扱要綱の定めを了承のうえ、上記のとおり借用しました。

年 月 日

借受人 温泉組合名（又は自治会名）

 代表者氏名 ⑩
 代表者住所
 電話番号

連帯保証人は、貸付契約から生ずる一切の債務について借受人と連帯して、その責を負います。

連帯保証人 住所
 氏名 ⑩
 電話番号

連帯保証人 住所
 氏名 ⑩
 電話番号

連帯保証人 住所
 氏名 ⑩
 電話番号

別府市長 あて

貸付金借受人住所等変更届

年 月 日

別府市長 あて

申請人 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印
代表者住所
電話番号

次のとおり変更しました。

1 区分	☐ 借受人の住所変更 ☐ 借受人の氏名変更 ☐ 保証人の住所変更 ☐ 保証人の氏名変更 ☐ 借受人の変更 ☐ 連帯保証人の変更				
2 借受人の変更	旧	住所：			
		氏名：			
	新	住所：			
		氏名：			
3 連帯保証人の 変更等 ※印鑑証明を添付	旧	住所：			
		氏名：			
	新	私は、貸付契約から生ずる一切の債務について 借受人と連帯して、その責を負います。			
		住所 氏名 印 電話			
4 変更する理由	☐ 役員等改選のため ☐ その他（ ）				
上記のとおり届出がありました。					
部長	課長	補佐	係長	担当	供覧 ・ ・
					決裁 ・ ・
					処理 ・ ・